

M S S A

一般社団法人 宮城県警備業協会
〒981-3105 仙台市泉区天神沢一丁目4番11号
TEL 022-371-0310 FAX 022-773-6466
info@mssa.jp
http://www.mssa.jp



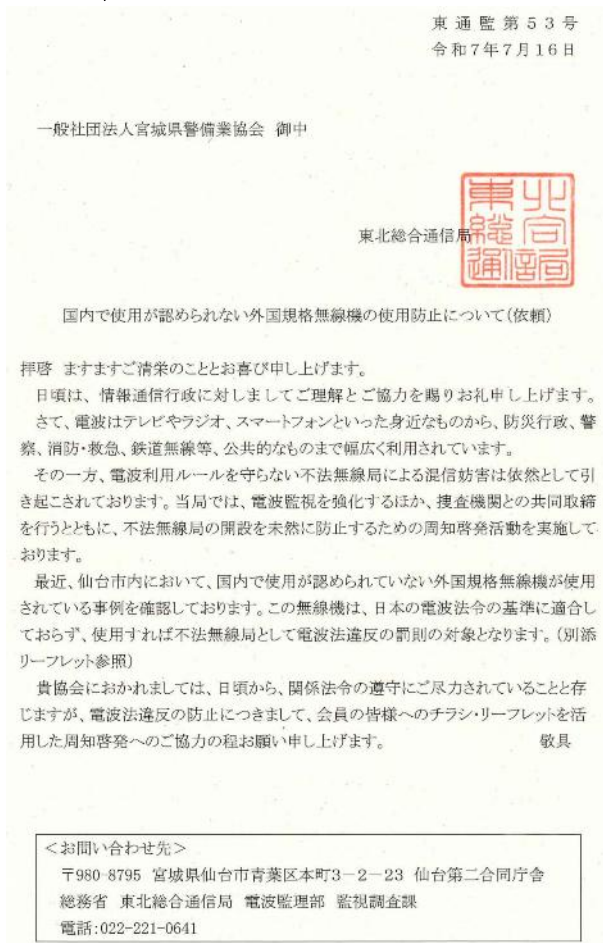
令和7年7月16日

宮城県警備業協会 会員の皆様へ

不法無線局の開設についての注意喚起（お知らせ） ～国内で使用が認められない外国規格無線機の使用防止について（依頼）～

東北総合通信局から国内で使用が認められていない外国規格の使用事例が確認されたとの連絡がありました。違法無線機の使用禁止とともに電波法違反の防止についてご協力をお願いします。

あなたは知ってる？電波のルール <https://www.tele.soumu.go.jp/RMPR2025/index.html>
(総務省ホームページ)



一般社団法人宮城県警備業協会
専務理事 高橋 直嗣

- ◇「外国規格無線機」を国内で使用する
ことはできません！
- ◇「アマチュア無線機」を業務連絡のために
使用することは違法です！

外国規格無線 (F R S / G M R S)

- ✓ 外国規格無線機を国内で使用した場合、電波法違反で
1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられる
ことがあります



- ✓ 防災無線や放送など、重要な無線に
妨害を与えるおそれがあります

- ✓ 無線機に技術基準適合証明のマーク
がなければ、日本国内では使用できません



FRS(Family Radio Service)
GMRS(General Mobile Radio Service)

} 462MHz帯、467MHz帯の周波数を使用

アマチュア無線

- ✓ 仕事(業務)に使用した場合、免許があっても電波法違反と
して罰則の対象となります



- ✓ 免許が必要です
- ✓ 10分に1回程度コールサインを言いましょう
- ✓ 周波数の使用区別を守りましょう

検索

東北総合通信局HP > 電波環境 > お知らせ に掲載

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/denpakankyoku.html>



総務省東北総合通信局 監視調査課 電話 022-221-0641

業務の連絡には、 「デジタル簡易無線(登録局)」が便利です



- ・無線従事者の資格不要
- ・異なる業者間でも通信が可能
- ・秘話通信も設定可能

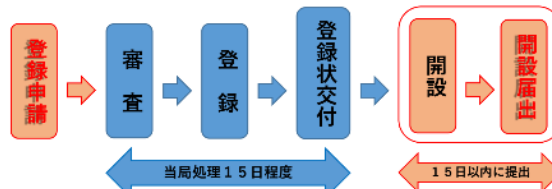
デジタル簡易無線 (2 台以上使用 ⇒ 包括登録)



- ✓ 初めて使用するときは「登録申請」が
必要です
- ✓ 令和5年度の改正により30chから82ch
へ増波しました(地上専用の場合)

※ 対応機器についてはメーカーや販売店にお尋ねください

● 包括登録の場合(無線機が使用できるまでの手続きの流れ)



※「デジタル簡易無線」は包括登録申請と開設届を提出してから
使いましょう！

詳しい手続きは、東北総合通信局陸上課(022-221-0669)までお問い合わせ下さい

注意:手続きをしないで使用した場合、電波法違反で「1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金」に処せられることがあります

☆デジタル簡易無線局(DCR)の登録手続きの詳細はこちらへ

東北DCR

検索

https://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/tetuduki/cr_touroku.html



総務省東北総合通信局 監視調査課 電話 022-221-0641

不法無線局は法律で罰せられます

電波法令の抜粋・要約

第4条（無線局の開設）
無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次に掲げる無線局については、この限りでない。

第39条の13（アマチュア無線局の無線設備の操作）
アマチュア無線局の無線設備の操作は、次条の定めるところにより、無線従事者でなければ行つてはならない。（以下省略）

第53条
無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

第108条の2（罰則）
電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、5年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第110条（罰則）
次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

一 第4条の規定による免許又は第27条の21第1項の規定による登録がないのに、無線局を開設したとき。

二 第4条の規定による免許又は第27条の21第1項の規定による登録がないのに、かつ、第70条の7第1項、第70条の8第1項又は第70条の9第1項の規定によらないで、無線局を運用したとき。

五 第52条、第53条、第54条第1号又は第55条の規定に違反して無線局を運用したとき。

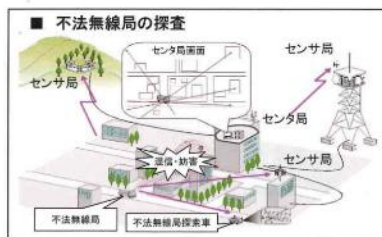
第113条（罰則）
次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

二十 第39条第1項若しくは第2項又は第39条の13の規定に違反して、無線設備の操作を行つたとき。

第114条（罰則）
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

総務省では、不法電波を監視しています。

総務省では、いつも快速に電波を利用できるよう、不法電波などの取締りを行っています。
不法電波を発見するために、総務省では電波監視システム「DEURAS（デュラス）」を整備しています。「DEURAS」は全国に設置されたセンサ局や車両に設置されたセンサ局を遠隔操作して、不法電波を探し出す監視システムです。



技術基準適合証明のマーク

技術マークは、電波法令で定めている技術基準に適合している無線機であることを証明するマークです。

無線機を購入する際には、ご確認ください。



お問い合わせ先

総務省 東北総合通信局

電波監理部 電波利用環境課

022-221-0641

https://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/

あなたや、あなたの会社の無線機は大丈夫ですか？



2025.04

最近、一部の店舗、通信販売業者、インターネット等で、外国規格の無線機が販売されています。その中には、日本の電波法令で定める技術基準に合致せず、使用すると電波法違反になる無線機が多くあり、他の無線局等に妨害を与える場合があります。

総務省では技術基準に合致しないおそれのある無線設備を購入して電波の強さ等の測定を行う取組（無線設備試買テスト）を実施しています。その結果、基準に合致しないことが明らかな無線設備に関する情報を公表しています。

https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/index.htm



日本で使用が禁止されている主な外国規格の無線機

FRS及びGMRS（外国規格のトランシーバー）



国内規格の特定小電力トランシーバーに比べ、安価、通話距離が長い、チャンネル数が多くて便利と宣伝されている。防災行政用無線や放送事業用無線等の重要無線通信に妨害を与える場合がある。

携帯電話等の通信機能抑止装置（ジャマー）



携帯電話の呼び出し音等による迷惑防止やセキュリティ対策になると宣伝されている。使用には免許が必要であり、無免許で設置した装置は携帯電話等の重要無線通信に妨害を与える場合がある。

ワイヤレスカメラ・ベビーモニター



国内規格の特定小電力無線局の基準を満たさない外国規格のものは航空保安用無線等の重要無線通信に妨害を与える場合がある。

FMトランスミッター



国内規格の微弱無線局の基準を満たさない外国規格のものは防災行政用無線や港湾業務用無線等の重要無線通信に妨害を与える場合がある。

原則として、電波を発射するには無線局の免許が必要です。

無線機の電源がオフになっていたり、アンテナが外されている状態でも、すぐに電波の発射が可能な状態に復元できる場合は、電波法違反となります。

アマチュア無線



アマチュア無線機

無線従事者及び無線局の免許が必要。無線機を許可なく改造し、ブースターを接続して出力をアップすることや、アマチュア無線で使用が認められている周波数帯以外で送信している。

【不法無線局による主な妨害事例】

・重要な無線通信（警察用、消防用、鉄道用等）を妨害し、人命の安全等に支障を来す。

市民ラジオ（CB無線）



合法CB無線機



不法CB無線機

技術マークがあれば無線従事者の資格及び無線局の免許は必要なし。改造機は免許状や技術マークの表示があっても不法無線局になります。

△不法無線局

送受信機とアンテナが分離。ブースターを接続して1kWを超える電力を送出する不法無線局がある。

【不法無線局による主な妨害事例】

・電話の通話に雑音が入る。テレビの画面、音声が入る。
・電子機器（OA機器等）が誤作動。
・漁業用無線が使用できなくなる。

アナログ簡易無線局（350MHz及び400MHz帯のアナログ方式の周波数を使用する簡易無線局）について

①アナログ方式の簡易無線局の場合の対応

令和6年11月30日をもって全ての無線局免許の有効期間が満了しており、引き続き簡易無線局を使用する場合は、デジタル方式の簡易無線局に買換えが必要となります。

②アナログ方式の周波数及びデジタル方式の周波数を使用可能なデュアル方式の簡易無線局の場合の対応

デュアル方式の簡易無線局についても、アナログ方式の周波数の使用は令和6年11月30日までとなっています。このため、アナログ方式の周波数を発射できないように、簡易無線局の製造メーカー等で無線設備の改修を行う必要があります。

※1 デジタル無線機へ買換えを行った場合は無線局の免許申請が必要になります。

※2 無線設備の改修によりアナログ方式の周波数の停波措置を行った場合は無線設備の変更申請が必要となります。